平成２８年（フ）第１２７７号
千葉市花見川区幕張町３丁目1085番地　パレ・ルミエール幕張402号
債務者　四宮　　洋
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８３号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目８番23号
債務者　髙梨　明彦
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２９４号
千葉県習志野市谷津３丁目１番16―117号
債務者　斎藤　早苗
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２５号
千葉県船橋市日の出１丁目15番１―301号
債務者　沼部　悠人
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３５号
千葉市稲毛区長沼原町942番地198
債務者　古川加那子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３８号
千葉県市川市本北方２丁目12番５号
債務者　吉岡　紫織
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４８号
千葉県習志野市藤崎４丁目16番３号　コーポ川島202号
債務者　小千田利行
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８７号
滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1417番地58
債務者　柴田　清子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１８８号
滋賀県東近江市佐野町728番地（104号）
債務者　田中麻里奈
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第９０６号
神戸市兵庫区中道通１丁目４番15―302号
債務者　杉岡大代、西山大代、西山祐希こと杉岡　祐希
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６０号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目７番10号　101号
債務者　吉山　桂子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４７号
神戸市中央区中山手通４丁目10番３―402号、従前の住所神戸市中央区中山手通３丁目16番７―201号
債務者　黒岩　光子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４２号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目13番20号　明月荘西206
債務者　永田　哲也
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６５９号
兵庫県西宮市産所町３―28　ＳＩハイツ西宮103、住民票上の住所兵庫県三田市弥生が丘１丁目３番地１　１番館213号
債務者　青木　竜馬
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７０６号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目５番15―202号
債務者　河岡千恵美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―1322号
債務者　石井　光平
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―1322号
債務者　石井　千枝
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８号
広島県庄原市三日市町21番地12
債務者　松尾　佳昭
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
広島地方裁判所三次支部